

『事例4』

類型：発明特定事項の限定 / 誤記の訂正

審判番号：平成 11 年審判第 39071 号

特許番号：特許第 2955759 号（特願平 1-508126 号、特開平 3-505971 号）

訂正前の明細書

（発明の名称）
核酸配列を増幅及び検出する方法

（特許請求の範囲）
1. 1. 試料中の特異的核酸標的分子を増幅することにより、該特異的核酸標的分子を検出する方法であって、
(a) 試料を、標的分子の各鎖に関し過剰の少なくとも2つのオリゴヌクレオチドで、ハイブリッド形成条件下に処理すること、
i) ここでオリゴヌクレオチドは、標的分子の各鎖に対して十分に相補的となるように選択して、それとハイブリッド形成条件下でハイブリッド形成し、
ii) 2つのオリゴヌクレオチドが標的分子の1の鎖にハイブリッド形成する場合において、1またはそれ以上の塩基のギャップが2つのオリゴヌクレオチド間に存在し、
iii) オリゴヌクレオチドは、その間のギャップが、そのギャップを充たすために4種より少ない種類の塩基を必要とするように選択され、
(b) 段階(a)で形成されたギャップを、ギャップ中の塩基に相補的な1またはそれ以上の塩基で充たし、ギャップを充たす塩基を互いに及び2つの隣接するハイブリッド形成したオリゴヌクレオチドと結合して結合オリゴヌクレオチド生成物を生成させ、
(c) 段階(b)のハイブリッド形成した結合オリゴヌクレオチド生成物を変性条件下処理して、結合オリゴヌクレオチド生成物を標的分子から分離し、1本鎖分子を生成すること、
(d) 段階(c)で生成した1本鎖分子を、過剰の少なくとも2つのオリゴヌクレオチド補体対でハイブリッド形成条件下に処理し、
i) ここで各オリゴヌクレオチド補体対は、互いに、標的分子の各鎖に、及び結合オリゴヌクレオチド生成物に十分に相補的となるように選択して、それらとハイブリッド形成条件下でハイブリッド形成する2つのオリゴヌクレオチドからなり、
ii) 2つのオリゴヌクレオチドが標的分子の各

訂正後の明細書

（発明の名称）
.....

（特許請求の範囲）
.....

ii) 2つのオリゴヌクレオチドが標的分子の各

鎖にハイブリッド形成する場合において、1またはそれ以上の塩基のギャップが2つのオリゴヌクレオチド間に存在し、

iii) オリゴヌクレオチドは、その間のギャップが、そのギャップを充たすために4種より少ない種類の塩基を必要とするように選択され、(e)段階(d)で形成されたギャップを、ギャップ中の塩基に相補的な1またはそれ以上の塩基で充たし、ギャップを充たす塩基を互いに及び隣接するハイブリッド形成したオリゴヌクレオチドと結合させ、これにより付加的結合オリゴヌクレオチド生成物を生成させ、標的分子を増幅させること、及び

(f)結合オリゴヌクレオチド生成物を検出すること、の段階を含む。

15. 試料中の特異的核酸標的分子を増幅することにより、該特異的核酸標的分子を検出する方法であって、

(a)試料を、標的分子の各鎖に関し過剰の少なくとも2つのオリゴヌクレオチドで、ハイブリッド形成条件下に処理すること、

i) ここでオリゴヌクレオチドは、標的分子の各鎖に十分に相補的となるように選択して、それとハイブリッド形成条件下でハイブリッド形成し、

ii) 2つのオリゴヌクレオチドが標的分子の1の鎖にハイブリッド形成する場合において、1より多い塩基のギャップが2つのオリゴヌクレオチド間に存在し、

iii) オリゴヌクレオチドは、その間のギャップが、そのギャップを充たすために4種より少ない種類の塩基を必要とするように選択され、(b)段階(a)で形成されたギャップを、ギャップ中の塩基に相補的な塩基で充たし、ギャップを充たす塩基を互いに及び2つの隣接するハイブリッド形成したオリゴヌクレオチドと結合して結合オリゴヌクレオチド生成物を生成させ、

(c)段階(b)のハイブリッド形成した結合オリゴヌクレオチド生成物を変性条件下処理して、結合オリゴヌクレオチド生成物を標的分子から分離し、1本鎖分子を生成すること、

(d)段階(c)で生成した1本鎖分子を、過剰の少なくとも2つのオリゴヌクレオチド補体対でハイブリッド形成条件下に処理し、

i) ここで各オリゴヌクレオチド補体対は、互いに、標的分子の各鎖に、及び結合オリゴヌク

鎖に及び結合オリゴヌクレオチド生成物の各鎖にハイブリッド形成する場合において、.....

レオチド補体対は、互いに、標的分子の各鎖に、及び結合オリゴヌクレオチド生成物に十分に相補的となるように選択し、それらとハイブリッド形成条件下でハイブリッド形成する2つのオリゴヌクレオチドからなり、

ii) 2つのオリゴヌクレオチドが標的分子の各鎖にハイブリッド形成する場合において、1より多い塩基のギャップが2つのオリゴヌクレオチド間に存在し、

iii) オリゴヌクレオチドは、その間のギャップが、そのギャップを充たすために4種より少ない種類の塩基を必要とするように選択され、(e)段階(d)で形成されたギャップを、ギャップ中の塩基に相補的な塩基で充たし、ギャップを充たす塩基を互いに及び隣接するハイブリッド形成したオリゴヌクレオチドと結合させ、これにより付加的結合オリゴヌクレオチド生成物を生成させ、標的分子を増幅させること、及び

(f)結合オリゴヌクレオチド生成物を検出すること、の段階を含む。

21. オリゴヌクレオチドがオリゴデオキシリボヌクレオチドである、請求項20のキット。

(発明の詳細な説明の抜粋)

ii) 2つのオリゴヌクレオチドが標的分子の各鎖に及び結合オリゴヌクレオチド生成物の各鎖にハイブリッド形成する場合において、.....

21. オリゴヌクレオチドがオリゴデオキシリボヌクレオチドである、請求項20のキット。

(発明の詳細な説明の抜粋)

【結論】

特許請求の範囲の減縮および誤記の訂正となる。

【説明】

訂正事項(1)及び(2)について検討するに、訂正前の請求項1及び15の(d)ii)に記載の、「2つのオリゴヌクレオチドが標的分子の各鎖にハイブリッド形成する場合」とは、「2つのオリゴヌクレオチド」が「標的分子の各鎖」のみにハイブリッド形成する場合と「2つのオリゴヌクレオチド」が「標的分子の各鎖」及び「結合オリゴヌクレオチド生成物の各鎖」にハイブリッド形成する場合の2つの態様が考えられるところ、上記訂正は、「2つのオリゴヌクレオチドが標的分子の各鎖に及び結合オリゴヌクレオチド生成物の各鎖にハイブリッド形成する場合」、すなわち、後者の場合に限定したといえるので、上記訂正は特許請求の範囲の減縮に該当する。

訂正事項(3)について検討するに、「オリゴデオキシリボヌクレオチド」は、「オリゴデオキシリボヌクレオチド」の誤記であることは明らかであるから、上記訂正は、誤記の訂正に該当する。